

長期化する難民状態における人びとの 社会的排除と包摂

イランにおけるアフガニスタン難民による学校運営を事例として

Exclusion and Inclusion of People under the Protracted Refugee Situations:
Independent and Autonomous School Management by Afghans in Iran

キーワード：長期化する難民状態、アフガニスタン難民、排除と包摂

Key words: Protracted Refugee Situations (P R S) , Afghan Refugee,
Exclusion and Inclusion

著者名：朝隈 芽生

所属：大阪大学人間科学研究科博士前期課程修了

専門分野：国際協力学、社会学

はじめに

本稿は、難民が主体的に運営する学校の諸相を対象として捉え、その当事者性が内包する包摂性、そして排除性について論じるものである。

現在、難民人口のおよそ 3 分の 2 が、「長期化した難民状態 (Protracted Refugee Situations : 以下、PRS とする)」であるとされる。その多くは、ケニア、タイ、ネパールなどのアジア・アフリカ地域に居住している。なかでもパキスタン難民やアフガニスタン難民を多く受け入れる中東諸国では、長期化難民の大部分を占める数の難民が国籍国外での生活を余儀なくされている。

社会的排除／包摂の概念が誕生した当初から、難民はその議論の対象であり続けると共に、難民に対する排除／包摂の方向性を示す研究は一定数蓄積されてきた。しかし、これらの研究の多くは、市民権または労働問題を取り巻く政策的観点からの検討が中心であり、個人の繋がりや帰属に焦点を当てたものは少ない。また、難民の包摂や排除の主体として想定されてきたのは国民国家であり、対象も先進諸国や難民の集住地に居住する人びとに限定されていた。しかし、長期化難民の増加により、都市難民に代表される第三者機関の管理下でない難民が増加しており、世界の難民全てが、キャンプに居住しているわけではない。

また本来、社会的包摂の主体は国家のみに限定されるものではない。市民権を付与し、統括される主体を持たない難民が包摂される社会とは一体何を指すのか。新たな包摂主体としての地域社会やコミュニティを構想し、難民の包摂を帰属の観点から考察することが必要である。

長期化難民に着目した従来の研究においては、難民の経済状況や諸権利の剥奪、不安定な就労状況といった、いわば脆弱性に焦点が当てられることが多かった。しかし近年、難民による主体的なコミュニティ形成や主体的営為といった、いわゆる難民のレジリエンスとしての活動が注目されつつある¹。

また、自律して生きる難民は、教育分野においても自らが主体として彼ら自身のニーズを満たそうとしている。近年、庇護国における公教育や、外部アクターによる教育機会の提供だけでなく、難民自身による教育活動が一つの潮流として確立しつつある。例えば、トルコにおけるシリア難民による学校運営がコミュニティとして果たす役割や社会資本的な役割としての分析がなされてきた²。しかし、これらの研究は議論の俎上に乗せられたばかりであり、未だそれらの難民による学校運営の詳細について記した文献や、事例研究は多くない。

また、本研究においては、難民の自主的な営為として、難民自身による学校運営、特にイランにおけるアフガニスタン難民の事例を取り上げる。アフガニスタン難民はシリア難民に続く最大規模の難民人口であり、2015 年現在、PRS としては最大数の 260 万人である³。これは PRS 全体数の約 40%を占めている。イランにおけるアフガニスタン難民による自主的な学校運営に関しては、1990 年代にその存在が確認されているものの、運営の詳細については明らかになっていない。

そこで、本稿の目的は、難民による主体的な学校運営が社会的排除と包摂の文脈において持ちうる意味を考察することである。そのため、以下 3 点の小目的を設定する。まず、難

民による運営校が学校を取り巻く人びとにとって果たす役割を検討することである。次に、排除／包摂の文脈における学校の諸相を明らかにする。最後に、難民の自主的営為かつ越境的な性格を持つ学校の可能性と困難を分析する。これにより、今後の排除／包摂をする上で鍵となりうる「トランスナショナルな包摂」の概念に具体性を持たせることができる。

1. 排除／包摂論と難民

(1) 「社会的排除」概念の誕生と定義

「社会的排除 (social exclusion)」の概念の誕生は、1980年代のヨーロッパにおける議論に端を発する⁴。従来使用されてきた「貧困」の概念が、主に所得の面を焦点化するのに対し、社会的排除は個人の帰属や参加といった側面からの逸脱状態を強調し、問題にする。つまり、所得の次元に限らず、市民としての生活を営む上で直面する、様々な次元における剥奪を問題とするのである。特にイギリスでは、シティズンシップ論と結びつき、シティズンシップの構成要素をなす市民的権利、政治的権利、社会的権利とそれらを支える法や制度にアクセスできない場合に「社会的排除」が生じるとされた⁵。

また、社会的排除はその状態や結果のみならず、過程をも問題にする点で、従来使用されてきた概念とは異なる。社会的排除と同様に多次的である「剥奪」の概念は、人がおかれている状態を差すものであり、その過程について含意しないのに対し、社会的排除は結果だけでなく、排除に至る過程にも着目する⁶。

加えて、社会的排除の概念が貧困や剥奪といった既存の類似の概念と比較して異なる点は、排除の概念が併せ持つ「累進性」、「相対性」、「関係性」の3点に集約される⁷。まず、「累進性」とは、ある一つの領域での排除が他の領域での排除を誘発する状況を指す。ある次元での排除が、別の次元における排除を誘引し、排除が累積していくことで、極端な貧困と孤立がもたらされるとされる。例えば、長期失業に伴う労働市場からの排除は、社会的権利の縮小をもたらすだけでなく、健康状態の悪化を引き起こし、家族や近隣との関係を希薄にしていくというものである⁸。

次に「相対性」とは、社会的排除の基準やその度合いを測る尺度が、社会やその発展段階に応じて異なるということを指す。つまり、社会に包摂されている状態がどういう状態であるかという問いを、社会や時代によって変遷することに留意する必要がある。

最後に、「関係性」とは、換言すれば「社会的紐帯」の側面である。社会的排除は資源や財の不足だけでなく、社会関係からの排除、つまり家族関係や交友関係、コミュニティにおける関係からの排除を問題にする。こうした関係性は、制度化された公的サービスに劣らず、個人のアイデンティティと権利の保証において重要な役割を担う。本論においても、この排除における「関係性」に特に着目して議論を行う⁹。

(2) 社会的包摂とその方向性

社会的排除と対をなす形で誕生した概念が「社会的包摂 (social inclusion)」である。社会的排除と同様に、包摂の決まった定義は存在しない。また、社会的排除の持つ「相対性」を考慮し、社会的包摂に関しても、その時々で「何が包摂か」という問いが熟考される必要がある。つまり、各事例、各個人によってその包摂の方向性は変遷する。

社会的排除の概念が最初に EC で政策文書として提出されたことが影響し、社会的包摂が議論される際には、政策や労働の側面が強調され、物質面の剥奪や排除に焦点化されやすい。しかし、社会的包摂の可能性として提示されるのは、経済的、政策的視点のみではない。社会的排除／包摂において「関係性」への着目は、重要な視点である。また、排除は、市民と国家との関係のみならず、個人同士の関係をも包括して議論される¹⁰。つまり、社会的包摂においても、国家のみならず、個人との繋がりやコミュニティ同士の関係性も、包摂の主体として構想することが可能である。

排除／包摂の概念の誕生当初から、「排除から包摂へ」という固定された時間軸において、議論が行われてきた。しかし近年になって、排除が包摂に先行するという時間的序列、および排除が悪であり、包摂は善であるという価値序列は必ずしも全ての事象には当てはまらないという指摘や¹¹、「包摂の中の排除」¹²といった、これまでの二項対立的な思考図式への批判が行われている。

亀山 (2008) は難民の包摂の新たな方向性として「トランスナショナルな包摂」概念を提示する。これは、移民や難民、また外国人労働者といった複数の国々にルーツを持つ人々のように、必ずしもこれまで主に難民の包摂として提示されてきた、国家への包摂を望まない集団に対し、閉鎖的なシティズンシップからの脱却を目指すものとする。具体的にはトランスナショナルな次元で自助グループのような市民的組織が成立し、国家はそこへの参加を保証するというかたちで、シティズンシップが再構成されるという形を構想する¹³。しかし、この「トランスナショナルな包摂」に関しては、その概念自体に有用性は認められるものの、その具体的な方向性は明示されていない。トランスナショナルな包摂の概念をより一層明確なものとするためには、難民は何から排除され、そして包摂するのか、今一度詳らかにする必要がある。

また、デランティ (Delanty, Gerard) は「トランスナショナル・コミュニティは伝統的なローカル・コミュニティよりは開かれた帰属の言説であるが、単一の世界コミュニティよりも強烈的な閉鎖的感覚を持っている」と越境的性格を持つコミュニティの閉鎖性を指摘する¹⁴。こうした性格を持つ移民コミュニティは、バウマン (Bauman, Zygmunt) ¹⁵が警告するように、「安全」を追求する社会からは、危険な「ゲットー」として認識される危険性が常につきまとっている。

2. アフガニスタン難民の概況とイランの難民政策

(1) アフガニスタン難民の発生

アフガニスタン難民の大規模な国外避難の歴史は、1979年のソ連軍アフガニスタン侵攻まで遡る。その後も、ターリバーンの実効支配の影響や、2001年の米軍によるアフガニスタン空爆の際にも多数の難民を生んだ。最初の大規模な難民の国外流出から、30年以上経過した今もなお、アフガニスタン難民は世界各地に居住している。その半数近くにあたる150万人がパキスタンに、続いて約35%にあたる約95万人がイランに居住している¹⁶。また、イランにおいて、難民の大多数はテヘランのような都市に居住しており、現在も継続してキャンプに居住する難民はおおよそ3%にとどまる¹⁷。管理されたキャンプを離れ、庇護国の国民と同じ地域で生活を営む難民は、より不可視な存在である。

しかし、国外避難の動機は上述の 3 つに限定されるわけではない。例えば民族の迫害、干ばつに代表される自然災害、出稼ぎなどその越境の要因は一様ではない。このような国外移動の理由の多様性と、その歴史の長さゆえに「移民か難民か」という問いはより複雑である。

また、イランに逃れるアフガニスタン難民の特徴として、難民の多くが、ハザーラと呼ばれるアフガニスタン国内の少数民族民族であることが挙げられる¹⁸。アフガニスタン国内における多数派宗派はスンニ派であるが、ハザーラやタジクの一部はシーア派を信仰している。また、彼らはペルシャ語の方言とされるダリ語やタジク語を話す。イランはペルシャ語を公用語とし、かつ 12 イマーム・シーア派を国教とする。そのため、スンニ派でパシュトゥーン語を話す、アフガニスタン国内最大多数民族のパシュトゥーンの多くがパキスタンに逃れたのに対し、ハザーラやタジクの大多数が宗教・言語の親和性からイランに逃れた。

(2) イランの難民受入の概要と政策

イランにおいても、他国の例に漏れず、政府及び UNHCR はアフガニスタン難民に対し、一貫してアフガニスタンへの自主的帰還を促してきた。しかし、その数は 2008 年に急激に減少した後、低減の一途を辿り、2010 年の帰還者は 1,250 人に留まっている¹⁹。材木(2012)は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける難民、避難民を事例に、「マジョリティ（多数派民族）の帰還」と比較して、「マイノリティ（少数派民族）の帰還」は、帰還者により多くの労力と困難を伴うことを指摘している²⁰。アフガニスタン難民においても、イランからアフガニスタンへの帰還者が、言葉のアクセントや振る舞いがイラン的であるとして、新たな差別の対象となり、その後再難民化する事例が報告されている²¹。これは、ハザーラにとっての帰還が、より困難であることを示す。

現在イランにおけるアフガニスタン難民は一時的な滞在許可を申請することで、居住が可能となる。しかし、近年この一時滞在の許可を得ずにイランに滞在するアフガニスタン人が増加し、その数は 150 万から 200 万とも推測されているが、その正確な数は明らかでない²²。滞在許可を持たない非登録の難民は公的文書に表出されない存在であり、その生活実態などの詳細は不明である。また、非登録難民である彼らの生活や法的地位を保証する主体は存在しない。非登録難民が登録難民の数を上回るまでに増大したことは、これまでにイランの難民政策が頻繁に変更にされてきたことに起因する。イラン政府は、難民受け入れ開始当初からこれまで、難民に対する態度として、硬化と軟化を繰り返してきたが、度重なる政策変更により、難民は翻弄され続けてきた。

現在、イラン国内における難民の管理はイラン内務省管轄の移民局（Bureau for Aliens and Foreign Immigrants Affairs: BAFIA）が担っており、イランにおける難民の居住にあたっては、BAFIA で *Amāyish-card* とよばれる居住許可を取得する必要がある。現在イランにおいては、この *Amāyish-card* の取得が実質上の難民登録とみなされる。この居住許可を取得することは、イラン人と同等の市民権の獲得を意味するものではなく、難民は生活上の様々な局面で種々の制限を強いられる。例えば、難民が就くことが可能な職業は、賃金の低い建築作業員や工場での労働に限られている²³。

難民生活の長期化により、学齢期にあたる二世、三世の難民の子どもが多数存在している²⁴。教育に関して選択肢が最も豊富である登録難民は、初等課程から大学前教育までの教

育機会を有する。一方で、非登録の難民の場合、長らくの間教育機会を取り巻く環境は困難であった。2014年現在までは、非登録難民の子どもはイランの公立学校に通うことは原則許可されていない。そこで、1990年頃から、アフガニスタン難民が主体的に運営する学校の存在が確認されるようになった。しかしこうした学校に通学する非登録難民の子どもの数や、生徒の数は公的文書に現れず、現状は明らかでない。

3. 調査地と調査方法

現地調査は、イランにおいて2014年8～9月の第一次調査、および2015年10月の第二次調査の二度にわたり、のべ6週間行った。二度の調査間に、難民の教育に関する重要な変更が行われ、難民の運営校にとっては大きな転換期であった。

主な調査は、イランにおけるアフガニスタン難民による運営校²⁵のうち3校（A校、B校、およびC校）において行った。特に調査校のうちテヘランに位置するA校には、2014年と2015年の2度にわたり調査を行った。

A校は、テヘランに15校ある難民の自主運営校のうち、最も生徒数の多い学校の一つである（A校校長からの聞き取りによる）。校長はアフガニスタン人とイラン人校長の2名体制であり、教員、生徒ともに全員がアフガニスタン人である。男女二部制を採用しており、午前は女子が、午後には男子が通学している。A校では1年生から5年生までの初等課程、および6年生から8年生までの中等課程が共に学ぶ。

また、B校はマシュハド南部に位置するアフガニスタン人が集住する地域であるゴルシャハル（Gul-shahr）にあり、初等課程から高等課程まで150名の生徒を擁する。B校は女子校であり、生徒と校長を除く教員全員が女性である。この学校と系列を同じくする男子校が近接しているが、現在校長は男子校と女子校において、それぞれ別の者が担当する。B校は約30年前に運営が開始され、現在勤務する校長は、運営開始から2人目の校長である。教員は、近接の男子校と併せて65名勤務しており、そのうちの大多数である55名が女性である。

C校はB校と同じくマシュハド市内のアフガニスタン人コミュニティに位置しているが、C校では初等課程のみで、男女双方が通学している。またC校の特徴として、公立校に通うことが困難なイラン人家庭の子どもや、両親の一方がアフガニスタン人である家庭の子どもも通学している。C校は1992年に運営が開始され、初等課程のみである。生徒数は300名であり、6割が女子生徒であり、A校やB校と比較して男子生徒の割合はやや多い。C校は現在の校長が運営を開始し、現在校長の娘もC校に通学している。教員数は50名で、A校、B校と同じく女性が大半を占める。

特筆すべき点として、A校、B校、C校の各校長は互いに面識があり、イラン各地においてアフガニスタン人が運営する学校の繋がりを保持している。

表1 A校、B校、C校の概要

	設立年	所在地	生徒数	教員数	学費（初等課
--	-----	-----	-----	-----	--------

					程)
A校	1999年	テヘラン	115名	10名	約170US\$
B校	1984年	マシュハド	150名	—	約85US\$
C校	2000年	マシュハド	300名	50名	約85US\$

(出典) 筆者作成。

(注) 生徒数などは第二次調査当時のもの。

調査対象者は、主に各校校長、教職員、また生徒である。さらに、学校に対する客観的な視点を獲得するため、イラン人2名と、調査校と関係しないアフガニスタン人の男女7名にも聞き取りを行った。また、今回インタビューを行った成人男女20名のうち、半数以上の12名は二世の難民であった。また、残りのアフガニスタンで生まれた者に関しても、幼少期にイランに移住している、いわゆる1.5世代の難民である。

調査手法には、主に半構造化インタビューおよびナラティブインタビューを用いた。調査言語は主にペルシャ語を用い、必要に応じて英語を使用した。また、補助的に授業や職員の日々の職務の様子について、参与観察も適宜行った。

4. 難民の生活における排除の諸相

(1) 難民の感じる心理的排除

アフガニスタン人はイランでの生活で様々な排除に直面している。それは、大きく制度的な排除と心理的な排除に二分される。まず、イランにおいて難民として生活する上での制度的排除である。アフガニスタン難民はイランに一時滞在の許可を申請するが、これはイラン人と同等の市民権の獲得を意味するものではない。難民が就くことが可能な職業は、賃金の低い建築作業員や工場での労働に限られている。また、イランで生まれ育っていても、職業選択や医療保険といったその他の社会的保障など、イラン人と同等の権利を持って暮らせるものではない。その他にも、長年イランに居住しながら、制度的な障壁が数多く存在することに対し、多くのアフガニスタン人は苛立ちを感じている。上記のような制限に加え、非登録難民であれば居住の権利さえも持たない。アフガニスタン人が日々の生活で直面せざるを得ない種々の制限は、自分たちがイランにおいては絶対的に「外部者」であるという、厳然たる事実を否応なしに認識させる。

次に、心理的排除として挙げられるのが、イラン人からの差別である。アフガニスタン人はイラン国内で差別の対象とされ、特にイラン人と顔立ちの異なるハザーラに顕著である。彼らは電車やバスといった交通機関や生活上で、イラン人から「アフガニスタンへ帰れ」などの罵声を浴びせられることがしばしばあるという。

また、難民に対する差別は大人に限定されたものではない。A校には、登録難民であり、イラン公立学校へ通学する権利を有しながらも、あえて学費のかかるA校に通学する子どもたちが存在する。彼らは、イランの公立校で難民であることやアフガニスタン人であることを理由に差別され、いじめを受けたために、公立学校に通うことを拒否するという。

A校に通う生徒の通学動機は、3種類に分類することが可能である。まず、非登録難民の

家庭の子どもで、彼らはイランの公立学校で教育を受ける権利を持たないため、A校に通学している。次に、正規の学齢期を超えた子どもである。イランに来た当初、学校に通っていなかった難民の子どもたちは、イランの公立校に中途入学することを避け、A校に通う。最後に、上述のような、登録難民でありイラン公立学校へ通学する権利を有しながらも、あえて学費のかかるA校に通学する子どもたちである。彼らは、イランの公立校で難民であることやアフガニスタン人であることを理由に差別され、いじめを受けたために、公立学校に通うことを拒否している。登録難民でありながらイランの公立学校に通いたがらない子どもたちにとって、A校は代替としての役割を果たしているのである。

彼らが生活で直面するのは制度上や言語上といった可視化されやすい排除だけでなく、日常で受ける差別や疎外感といった、見えにくい「排除」である。こうした生活の中で、難民は常に不安定な状態を余儀なくされており、将来への希望を持たずにいる。彼らがイランで生きる上で認識するのは「アフガニスタン人」もしくは「難民」であるという逃れられないスティグマである。

(2) 女性の帰還にまつわる葛藤

教員である彼女らにアフガニスタンへの帰還希望について尋ねたところ、一様にして「アフガニスタンに帰りたい」という回答が得られた。高い帰還希望を維持しながらも、帰還に至らない理由として、最も多く挙げられるのは、アフガニスタンの治安の問題である。未だアフガニスタンは危険で紛争状態が長らく続いており、とても帰ることができない状況であるという。また、就業機会がないという理由も多く聞くことができた。イランでは大学を出ても、難民は決して高収入の仕事に就くことはできない。しかし、アフガニスタンに帰っても、長く故郷を離れ難民生活を送っていた彼らが働く場がないことも事実である。彼らは、いわゆる「いい仕事」に恵まれない環境に不満を抱きつつも、故郷に帰ったとしても、就業の機会を得られないことからイランに残っている。

また以下のように、難民生活の長期化による難民第一世代である両親の高齢化も要因として聞くことができた。

(アフガニスタンには) 帰りたい。すごく。帰りたいの。兄の奥さんや子どもはアフガニスタンに住んでいて、別々に暮らしているんだけど、彼らに会いたい。(中略)でも、老いた母親がいて。70歳なんだけど、病気でね。血圧のこととか、足も不自由だし。父親は亡くなった。そんな母親を連れてアフガニスタンには帰れないわね。(教員A)

教員である女性たちにとって、単身アフガニスタンに帰るという選択は、家族の了解も得られず、現実的ではないという。そのため一家でアフガニスタンに戻ることを希望しているが、高齢で体の自由がきかない両親を連れて、家もなく、知り合いも少ないアフガニスタンに帰る選択には高い障壁が伴う。また、イランでアフガニスタン人と結婚することも容易ではなく、新たな家庭を築くことも難しいと彼女たちは訴えていた。一般に、イラン人と同じくアフガニスタン人の中にも婚資金の文化があるが、イラン国内で低賃金の職にしかつけないアフガニスタン人男性にとって、結婚にまつわる費用が婚姻の障壁となると考えられる。

受け入れ国での定住を目指す難民が多数存在する一方で、避難生活が長期化してもなお、故国への帰還を望む難民は決して少なくない。しかし、特に難民の女性にとっては帰還に対する障壁は数多く、実現していない。また、その障壁の多くが両親の高齢化など、難民生活の長期化に由来するものも多く、長引く難民としての生活がより帰還を困難にしていることも窺えた。

5. 難民が運営する学校の包摂機能と独自の機能がもたらす課題

(1) 難民が運営する学校の包摂機能

a. 独特の学校運営

A校は1999年より政府の認可を受けずに運営が開始された。無認可ゆえに、これまで二度にわたりイラン当局の取り調べを受けており、その度に学校の場所を変えて運営を継続してきた。資金面において、アフガニスタン政府やその他の公的機関による援助は行われておらず、主に生徒から徴収する学費、および個人からの寄付や援助によって運営を存続させている。

また難民の運営校で働く、教員は多くは、教員資格を有していない。A校に所属する多くの教員は、イランで高校を卒業後、校長による面談や研修を受けてA校で教員としての勤務を開始するが、第三者機関から与えられた正式な資格を有するものではない。そのため、教育の質は十分に保障されているとは言い難い。また、修了資格に関しては、イランで得ることはできないが、アフガニスタンの大使館に申請後、学力テストを経て、アフガニスタン国内で有効な修了資格を取得可能である。イランにおいては、A校を修了したという事実は、公的な資格として用いることはできない。

校長はアフガニスタン人とイラン人校長の2名体制であり、教員は22名(2014年時点)在籍している。男女二部制を採用しており、午前は女子が、午後には男子が通学している。A校では1年生から5年生までの初等課程、および6年生から8年生までの中等課程が共に学ぶ。生徒数は約260名(2014年時点)で、3分の2を女子生徒が占めている。これは、男子生徒は学年が上がるにつれて、仕事に専業するため退学することに起因する。また学校に通いながら仕事をする生徒も存在する。

また、イランでは難民が主体となって学校を運営することは許可されていないため、実質的な運営は全てアフガニスタン人校長が担当するものの、警察による取り調べが行われた際に、イラン人校長が対応するということであった。

資金面において、アフガニスタン政府やその他の公的機関による援助は行われておらず、主に生徒から徴収する学費、および個人からの寄付や援助によって運営を存続させている。学費は年間一人500万リアル(約176USドル)であるが、生徒の家庭状況によって免除や減額が行われる。運営費は、学費に加え、Facebookなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)のつながりを通して知り合った第三国(オーストラリアなど)に住むイラン人やアフガニスタン人から資金の提供によってもまかなわれる。周囲のイラン人から衣服の供与も行われており、校長は経済状況が芳しくない家庭の子どもにその衣服を配っている。このように、周囲のイラン人と非公式な関係性を構築し、協力を得ながら運営は継続されていることが分かった。

A校は元来、現アフガニスタン人校長の「教育を受けられない難民の子どものために学校を」という理念の下に創立された。登録の如何や民族に関わらず難民の生徒を受け入れている。A校は金銭的に苦しい家庭状況であっても、経済的理由によって生徒を排除することはなく、アフガニスタン難民であればどの家庭にも入学を許可している。このようにすべての難民に等しく門戸を開いている学校は、不可視状態に陥りがちな非登録、かつ都市に居住する難民を可視化する数少ない機能である。

b. 女性の職場、難民の交流の場としての学校

A校のみならず、自主運営校の教員は大半が女性である。女性教員が多い理由には、往々にして自主運営校の教員給与が低いため、多くの家庭で主たる家計を担う男性の職業として適さないという側面もある。A校における教員の月給は約10万～30万リアル(3.5～10.5 USドル)であった。一方で、学校は女性にとって働きやすい職場であると認識されていることも指摘できる。女性が一人で工場や商店のような職場で働くことは家庭から反対されがちだが、学校で働くことは例外的にされやすい。難民の就業機会は限定されている上、特に女性は家族から外で働くことを反対されがちである。しかし、教職は「人のためになる仕事」もしくは「いい仕事」という認識が各アフガニスタン人家庭に存在し、彼女たちは例外的に学校で働くことは許されている。他にも、複数の教員からは、自身が学齢期に難民による運営校で学んだ経験から、自主運営校での教員を志したという理由を聞くことができた。

また、A校は長期休暇中であったが、子どもと大人の両方に向けた英語クラスが開講されていた。自主運営校は学びの場としてだけではなく、近況を話し合ったり雑談をしたりするなど、教員だけでなく生徒の母親にとっても交流の場として機能している。

学校がイラン公立学校の代替として機能しており、またイラン人の介入がなく、アフガニスタン人の生徒と教員だけで構成されていることから、自主運営校は難民であることを理由に虐げられることのない空間である。家庭以外に居場所を見出しにくい難民女性にとって、教員として働き、自分と同じ境遇の難民の子どものためになる仕事をしているという自認を獲得できる意味は大きい。

さらに、教員だけでなく生徒の母親にとっても自主運営校が「居場所」としての役割を果たしていることが伺えた。A校は長期休暇中であったが、子どもと大人の両方に向けた英語クラスが開講されていた。週3日、一回90分の授業が行われており、授業は全て同じ講師が担当していた。英語の授業の開講は長期休暇中のみで、この講師も休暇中に集中して学校に勤務しているとのことであった。参与観察を行った日の大人のクラスでは、母親が6名出席していた。授業前に出欠をとっており、出席者が欠席者の事情を知っていれば、それを教員に伝えていた。誰にも連絡が伝わっていない欠席者がいれば、教員が電話で事情を尋ねていた。授業の前後や空き時間には、母親同士が雑談に興じる様子が確認できた。自主運営校は学びの場としてだけではなく、近況を話し合ったり雑談をしたりするなど、交流の場として機能している。また、C校においても、夜間、生徒の親を対象とした識字クラスが開講されている。この識字クラスには、主に冬季などの仕事が少ない時期に生徒の父親が多く通う。難民による運営校は、子どものみならず大人をも対象として、教育の中核を担っている。

c. 故国と繋がりを保つ場所としての学校

難民による運営校は独自の教育内容や学校の在り方で、イランの公立校とは一線を画している。A校のカリキュラムは、基本的にはイランのものを踏襲し、イランの教科書を使用している。しかし、歴史と地理に関してはアフガニスタンの教科書を使用し、アフガニスタンに関する知識を学んでいる。さらに、教科学習の他にも伝統行事や民族衣装を着る機会を設けており、アフガニスタンの文化継承も積極的に行われている。このように、A校では、アフガニスタンとイランの折衷的なカリキュラムや校則を、採用、規定することによって独自の学校運営をしている²⁶。

また、教員である彼女らの就業動機として最も多く得られた回答が、「同じ祖国の同僚や子どもがいる場所で働きたい」という理由である。インタビューの中で多用された表現が「同じ国、同じ祖国を持つ者」を意味する‘*Ham watan*’という言葉であった。彼女らはイランで生まれ育っていても、アフガニスタンを「祖国、故郷」と表現していた。

難民である教員たちの多くはイランで生まれ育ち、アフガニスタンの地を知らない「生まれながらの難民」である。もしくは幼少期にイランへと越境し、アフガニスタンの記憶を持たない人々も多い。しかし、アフガニスタンで過ごした経験をほとんど持たない彼らが表象する「故郷」は、生まれ育ったイランではなく、アフガニスタンである。たとえ二世であろうとも、高い帰還希望を維持し、将来的には帰還することを希望している。だが、故郷であるアフガニスタンに「居場所」を求めようとも、いまだ政情は不安定で、また両親の高齢化や資金面といったさまざまな要因から、帰還することは困難である。つまり、イランに住むアフガニスタン難民はイランとアフガニスタンのどちらにも「居場所」を持たないでいる状態である。

(2) 難民による運営校独自の機能がもたらす課題

a. 難民を取り巻く環境の変化とその影響

難民を取り巻く環境は非常に流動的であり、また難民はその変化の影響を非常に受けやすい存在である。調査を行った1年の間にA校を取り巻く環境には大きく2点の変化があった。まず一点目は難民に対する政策の変更である。イランの難民政策変更は難民の受け入れ当初から非常に頻繁なものであったが、調査間にも複数の変更が見られた。最も影響があったのは、イランの宗教的最高指導者であるハメネイ師による全難民のイラン公立校への通学許可である。これは、同時期に合意が為された核問題に関する会談、およびシリア人の大規模な国外避難に乗じたアフガニスタン難民の第三国移住の波及の影響が大きい。2点目は、A校の学校としての運営の認可が下りたことである。これはハメネイ師の宣言以降、イラン公立校では生徒数過密が相次ぎ、その解消をねらったものと考えられる。

以上の2点の変更により、A校には一年を経ずに大きな影響があった(表3参照)。主な変更による影響は以下の3点である。まず、生徒数が半数以下に減少した。減少の理由には、公立校への編入、第三国への移住、国内移動が挙げられるが、公立校へ転入した生徒が100名以上で最も多かったという。また第三国への移住も急増したという。これはシリア難民の大規模な国外避難に乗じ、比較的欧州への入国が容易になったためであるという(調査時の聞き取りによる)。

また、生徒数の減少に伴い、教員数の削減も実施された。2014年度の教職員数は22名で

あったが、2015年度には10名にまで減少していた。削減にあたっては、教員としての経験や大学修了の有無に重点が置かれ、勤続年数が1から3年程度の経験の浅い者を中心に、半数以上の教職員が実質解雇された。また、解雇された教員について、職務を離れた後を知る者は学校にはいなかった。

また、学校の認可にあたりカリキュラムにも変更が見られた。第一次調査時には、地理や歴史といった社会科教科はアフガニスタンの教科書を使用し、折衷的なカリキュラムが用いられていたものの、第2次調査時には、地理や歴史に関してもイランの教科書を使用するようになり、イラン公立校への編入を見据えたイラン式カリキュラムに統一されていた。

表2 第一次調査および第二次調査間におけるA校の主な変化

	変更前（第1次調査時）	変更後（第2次調査時）
運営認可	無認可で運営	学校運営の許可
カリキュラム	イラン・アフガニスタン折衷的	イラン公立に統一
生徒数	260名	115名
教員数	22名	10名

（出典）筆者作成。

難民生活の長期化、また難民を取り巻く環境の変化により、難民自身の学校に対する価値付けにも変化があることが分かった。現在、A校の教員である女性は自身が難民運営校に通うことになった経緯として以下のように語った。

公立校も自主運営校も同じ学校だから。どうせ同じなら、アフガニスタン人の生徒と先生がいる学校の方が良いと思って。父親もアフガニスタン人学校に通うことを勧めたの。（教員E）

彼女の世代では、イラン公立校と比較して難民運営校が同郷との繋がりを保持できる場として積極的な評価がなされていた。一方で、現在学校に通う生徒は、教員世代とは異なった価値観を有することが分かった。現在の生徒に学校に通う動機を尋ねたところ、「公立校を退学させられたため」や「通学の手続きに間に合わなかったため」などの制度上の理由を挙げる声が多かった。現在は難民にとって「最善」の選択はイラン公立校に通うことであり、独自の役割を見いだしていた以前とは一変、難民運営校はイラン公立校への代替・中継地としての性格を強めていることが窺えた。

b. 分化する難民

難民による運営校が女性の職場、または交流の場として機能していることが明らかになった一方で、学校は、男性の存在があまり見られない。女性教員が多い理由には、往々にし

て自主運営校の教員給与が低いため、多くの家庭で主たる家計を担う男性の職業として適さないという側面がある²⁷。また教員のみならず、生徒に関しても女子生徒が男子生徒の数を上回る。A校においては、毎年女子生徒の数が約3分の2の割合で推移しているという。2015年度の男女数内訳は、男子生徒が44名、女子生徒が71名であった。A校の校長は、男子生徒は年齢が上がるにつれて、稼ぎ手として労働に注力するため、中等課程への男子生徒の進学が課題であると語った。

学校が女性にとって重要な役割を果たす一方で、男性は家計を担う者として、労働社会にその価値を置いている場合が多い。これらのことが示すのは、女性は教育や家庭へ、男性は労働社会へというジェンダー間における分化の促進である。

また、男女間のみならず、学校や難民の教育をめぐる第一世代である親世代と、第二世代である子世代の分断も見られた。ある教員は「親は将来のことを考えていない」と語り、教育の必要性を世代間で共有できないことを嘆いた。

また、2015年度には第三国に移動するアフガニスタン人が急増したが、この移動も難民の分化を促進する理由の一端である。

仲の良かった友人が、(前年度の終わりに) ドイツに行ってしまった。とても寂しい。行かないでほしかった。(6年生、女子)

また、教員も「(昨年に比べて) とても静かになった」と語っており、同じ難民であった者が第三国へ行ってしまうことで、イランに残った難民である彼女らは、数少ない友人との関係を失い、「取り残された」という感情を強めることが窺えた。

c. 外部者からの批判

学校に関して寄せられるのはこの学校に対して肯定的な意見だけではない。難民が運営する学校には、特に学校に関係しない外部者から多くの批判が寄せられる。最も顕著なのは、国連機関や国際NGOなどの海外の難民支援を行うアクターの声である。彼らが難民による学校運営を批判する理由は主に以下の3点である。まず、学校としての登録を行っていない点への不信感である。イランにおける国連機関や国際NGOは、イラン政府と協働し、難民への支援を行っていることから、事実上不法に居住する非登録難民を多く受け入れ、かつ不法に運営を行ってきた難民の運営校とは距離を置き、そうした学校の存在を容認していない²⁸。次に、カリキュラムの不透明性があげられる。原則的にイラン公立校と同様のカリキュラム設定を行っている学校が多いものの、歴史や地理に関してはアフガニスタンのものが使用され、また教科の進度についても学校によって差異がある。最後に、学校設備や授業の質への不満である。学校に勤務するアフガニスタン人は無資格で勤務している。

また、批判的な見方をするのは国際機関のみならず、難民運営校に通わないアフガニスタン人も同様である。彼らは一貫してイラン公立校に通い、難民による運営校の存在を認識はしているものの、運営校に対して批判的な見方を示す。

難民による運営校は、子どもたちの未来を壊す。彼らが考えているのは、自分の利益だけ。(難民女性、26歳)

以上のように語る彼女は14歳の時に、難民運営校で働く知人女性を通じ、ある学校の校長に教員として働くように要請されたという。当時、まだ中学生だった彼女は「まだ小学校を卒業したばかりの自分に人に教えることなどできるはずもないのに」と考え、この出来事をきっかけに、より難民運営校への不信を色濃くしたと語る。

また、別の難民男性も、「全ての難民の子どもはイラン公立校に行くべきだ」と語り、難民による運営校はあくまで、制度上イラン公立校に行くことのできなかつた場合の最後の手段であるとの見方を示した。

6. 考察

難民による運営校の「居場所」としての包摂機能の力学が大きく作用するのは、主に女性に対してである。学校において男性の存在感は、校長を除いて薄く、教育を受けるのは女性が多数を占める。単身でのアフガニスタン帰還や第三国移住が容易い男性とは異なり、女性は教育経験の有無に関わらず、その将来決定には家族の意思や親世代の価値観に大きく依存する。ゆえに、難民による自主的な学校運営での就職や就学は、そうした将来へ希望を持ちにくい女性が、いわば「目先の希望」として選択した結果であるといえる。

すなわち、男性は労働社会へ、女性は家庭か学校へという将来選択の二分化が生じることにより、難民は希望を持つ男性と希望を持たざる女性に分断されている。そうした分断が女性にもたらす失望感や閉塞感は学校がもたらすもともいえる。

ジェンダー間における分断のほか、世代間の意識の齟齬や、第三国への移住を行うか、行わないかといった選択において、難民は常に多様な分断の危機に晒されている。そうした危機の前において学校は無力であり、また、「寂しくなった」「行かないでほしかった」という言説からも示唆されるように、学校の構成員である教員や生徒の心理的な排除状態を、より深めることもある。

また、難民の運営する学校の内部においては、難民としての共通性を人々が共有し、学校に対しては比較的肯定的な見方をしていた。しかし、外部から学校に向けられる視線は、必ずしも内部の者が学校コミュニティに対して抱く感情と同一のものではない。国連機関やNGOといったアクターのみならず、同じ難民からも、学校に関わりのない人々からは否定的な見方をする者が少なくなく、難民による学校は「不法」「無認可」というカテゴリーで、好ましいものとは認識されていない。既存の法律の枠組みを逸脱し、難民が自主的に、換言すれば、国家の許可無く行われる難民の主体的な営為に関しても、この「脱法性」に関する言説が分かちがたく結びついている。

しかし、無認可である状態の脱却を目指し、2015年度に運営の認可を獲得したA校は、生徒数や教員数の大幅な縮小や、独自の役割の変容を余儀なくされた。つまり、安定を求めようと、ホスト国の国家制度に組み込まれることで、その独自の役割は変容、喪失していく。これらの事実から我々が得られるのは、トランスナショナルな包摂としての機能は不定性に支えられるという示唆、つまり、国家に排除された状態によって保たれる包摂機能であるということである。

難民は、国外に避難し、ホスト国の国境を跨ぐ時点で合法か非合法かというコードに分け

られ²⁹、さらに庇護国における居住においても常に「不法性」の持つ意味からは逃れられない。また不法であることは、逮捕や強制送還の危険性がつきまとう。しかし、これまでの議論から得られるのは、難民の自主的営為、ひいてはトランスナショナルな包摂とは、「不法」であることや、または「無認可」であることを活かした難民の生存戦略であるということであった。つまり、難民を取り巻く政治的権力と難民との間を架橋し、時には対抗することで、難民の排除状態を緩和する機能がある。

難民の長期化によって、彼らの生活や動態はより一層複雑化している。それゆえに、彼らの目指す包摂形態ももはや一様ではなく、それぞれのニーズに応じた「包摂」が志向されている。難民が自主的に運営する学校は、イランという国にありながらアフガニスタン人のみで構成されるトランスナショナルなコミュニティであると位置づけられる。本論では、イランにおいて制度的、および心理的に排除状態におかれた難民を、難民自身が学校として人々を包摂する機能があることを指摘した。また、それらの包摂機能が、時には男性の教育の不参加を促進する可能性があること、女性の葛藤に拍車をかけることもあることを挙げ、包摂が新たに生む排除があること。また、難民の包摂機能自体が、「不法」「無認可」といった、制度的排除を契機として生じたものであることを提起した。

以上のように、「トランスナショナルな包摂」とは、常に排除の中の包摂、または包摂の中の排除といった両義性を有する。

おわりに

本稿は、「トランスナショナルな包摂」概念に示唆を得ながら、難民が主体的に行う学校運営が排除／包摂の文脈で持ちうる意味を、難民の参加や帰属の面に着目し、考察したものである。特に、故国を離れることを余儀なくされた人々を、所与としての地位を示す「難民」としてだけではなく、活動主体としての「難民」として捉えなおし、難民が自律的に運営する学校に着目した。また、その難民自身による営為がもたらす包摂機能のみならず、包摂機能が帯同する排除性にも着目し、難民研究のみならず、排除／包摂議論にも貢献するものとした。

難民が自主的に運営する学校は、その独特の運営形態によって活動を継続させてきた。アフガニスタンのカリキュラム導入や文化継承のための取り組みがなされており、アフガニスタンとの繋がりを保つ、故国との連続的な空間として存在していた。また、差別の視線が向けられがちなイランにおいて、アフガニスタン人という共通性を持った教員や生徒が集まる場所であることに意味を見出し、通学、就労する者も多かった。こうした二国に跨るアイデンティティを持つ学校は、難民の主体的な運営だからこそ、持ち得る性格といえる。

しかし、こうした特徴や「居場所」としての役割は、非常に流動的なものでもある。2015年度の政府の難民施策の変更により、1年の間に学校の様相は大きく様変わりした。難民による学校運営はその影響を如実に受け、生徒数や教員数の減少が顕著になった。また、難民生活の長期化によって、難民にとっての学校への意味づけも様変わりしている。これらの変容は、将来を見据えにくい難民が構成員たる学校の特有性である。

学校は、周囲の環境や政策の変更、また難民状態の長期化により、故国と連続性のある空間から、独立したコミュニティへと変遷しつつある。本稿では、そうした過渡期において、

環境の変化による影響に問題を焦点化し、議論を進めてきた。難民によって運営される学校は、時代や場所に適合しながら、様々にその意味合いや形態を変化させる。これからも、それぞれの文脈に即して、難民の営為を注視することが求められる。

-
- 1 たとえば、久保忠行『難民の人類学—タイ・ビルマ国境のカレンニー難民の移動と定住』清水弘天堂書房、2014年；山本香・澤村信英「トルコにおけるシリア難民による学校運営—教職員の視点からみた学校の役割」『国際開発研究』第24号、第1巻、2015年、71-86頁など。
 - 2 山本香「教育からみるシリア難民の生活とコミュニティ—トルコおよびヨーロッパにおける社会関係資本の比較」『難民研究ジャーナル』5号、2015年、92-108頁。
 - 3 UNHCR., *UNHCR Mid-Year Trends 2015*, Geneva: UNHCR, 2015.
 - 4 岩田正美『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、2008年。
 - 5 中村健吾「社会理論からみた『排除』—フランスにおける議論を中心に」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、2007年、40-73頁：51頁。
 - 6 岩田・前掲注4。
 - 7 中村・前掲注5：51-54頁。
 - 8 同上。
 - 9 同上。
 - 10 Bhalla, Ajit. & Lapeyre, Frederic., *Poverty and Exclusion in a Global World*, London: Macmillan Press, 1999. (=福原宏幸・中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂、2005年。)
 - 11 倉石一郎「包摂／排除論からよみとく日本のマイノリティ教育—在日朝鮮人教育・障害児教育・同和教育をめぐる」稲垣恭子編著『教育における包摂と排除—もうひとつの若者論』明石書店、2012年、101-136頁。
 - 12 稲垣恭子「教育と若者の現在—包摂『の中の』排除をめぐる」稲垣恭子編著『教育における包摂と排除—もうひとつの若者論』明石書店、2012年、7-18頁。
 - 13 亀山俊朗「シティズンシップと社会的排除」、福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、2007年、74-100頁。
 - 14 Delanty, Gerard. *Community*, London: Routledge, 2003. (=山之内靖・伊藤茂訳、『コミュニティー—グローバル化と社会理論の変容』、NTT出版、2006年。
 - 15 Bauman, Zygmunt. *Community: Seeking Safety in an Insecure World*, Cambridge: Polity, 2001. (=奥井智之訳、『コミュニティー—安全と自由の戦場』筑摩書房、2008年。)
 - 16 ibid. 前掲注3。
 - 17 UNHCR. *UNHCR Global Appeal 2015 update Islamic Republic of Iran*, UNHCR, 2014.
 - 18 イランに居住する難民の44.47%がシーア・ハザーラ、22.07%がスンニ・タジク、3.1%がスンニ・パシュトゥーン、2.5%がスンニ・バルーチ、スンニウズベクである。
 - 19 Koepke, Bruce., *The Situation of Afghans in the Islamic Republic of Iran nine years after the overthrow of the Taliban Regime in Afghanistan*, Washington, D.C.: Middle East Institute, 2011.
 - 20 材木和雄「ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける難民の帰還とその実態—『マイノリティの帰還』を中心に」『環境科学研究』7巻、2012年、43-77頁：45頁。
 - 21 Moravej, Masuma., *Cross-cultural adaptation among young Afghan refugees returning from Iran to Afghanistan*, Kabul: Afghanistan research and evaluation Unit. 2013, p.2.
 - 22 ibid. 前掲注19、p.5。
 - 23 他にも、2008年以降、イラン政府は、国際的な安全の確保、公益、感染症蔓延の危険などへの懸念から、アフガニスタン難民に対してイラン国内の特定の地域に立ち入り制限を行

うようになり、またアフガニスタンビザの所持者は自分たちの居住地が「立ち入り禁止区域」に指定されると、他の土地に移動しなければならない。また、難民に対する制限は多岐にわたり、難民は車や土地の購入も行うことができない。

²⁴ パキスタンとイランに居住する 245 万人のアフガニスタン難民の約半数が 14 歳以下の子どもである (UNHCR 2014)

²⁵ Catherine Squire Consultant (2000) によれば、テヘラン市内に難民による運営校は 40 あるとしているが、近年の学校数やその詳細については明らかではない。

²⁶ また、A 校では異なる民族間の子どもたちや教員が共に学ぶため、校内では授業中のみならず、休憩時間中の私語においても、ペルシャ語テヘラン方言で話すことが義務付けられている。これは、各家庭で使用される、各民族語のダリ語やタジク語とは異なる。

²⁷ A 校における教員の月給は約 10 万～30 万リアル (2015 年現在、3.5～10.5 US ドル) であった。

²⁸ 第 2 次調査時に UNHCR および UNICEF で実施した聞き取りによる。

²⁹ 根津秀樹『『移民コミュニティ』の可能性と困難をどう捉えるかー離散するペルー人移民を事例に』『社会学批評』第 1 巻、2009 年、5-14 頁。